体が不自由で外出できないけど
マイナンバーカードを作りたい・・・。

そんな時は
「自宅訪問サービス」をご利用ください

市職員があなたの自宅へ訪問し手続きをサポートします!

手続きは １５分で完了	無料で 写真撮影	カードは ご自宅へ郵送

市役所へ行かなくてもカードを取得できます。

※訪問時に必要書類がそろっている場合に限ります。

【　実　施　期　間　】

令和５年９月５日から令和６年３月２８日まで

【　対　象　者　】

①65 歳以上の方
②18 歳以下の方
③身体障害者手帳等を所持している方
④上記①～③の方が申請した場合に限り、同一世帯員の方

【　訪　問　時　間　】（完全予約制）

平日の午前１０時、午後１時３０分、午後３時３０分の３枠

※毎週月曜日と金曜日、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）、年末年始を除く。

カンタン！　手続きの流れ

①申し込み → ②必要な書類を準備 → ③当日、本人確認と写真撮影 → ④後日、郵送されるカードを受取り

予約は下記担当までご連絡ください。

栗原市市民生活部市民課　☎0228-22-3211

【　栗原市マイナンバーカード出張申請受付（自宅訪問）実施要領　】

1　対象者（栗原市に住民登録がある方限定）
① 65 歳以上で初めてカード交付申請をされる方
② 18 歳以下で初めてカード交付申請をされる方
③ 身体障害者手帳等を所持しており、初めてカード交付申請をされる方
④ 上記①から③の方が申請した場合に限り、初めてカード交付申請をされる同一世帯員の方

2 申し込みに当たっての条件（すべての条件を満たすこと）
①訪問先の自宅が住民登録地であること。
② 申請から２か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
③ 申請者本人（15 歳未満の方及び成年被後見人は法定代理人とともに）が同席できること。
④ 外国人住民の方の場合、在留期限が２か月以上であること。
⑤ 介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること。
ケガ等を負わせる危険を回避するため、職員は申請者に触れないこととします。

3 訪問（自宅到着）時間
①午前１０時
② 午後１時３０分
③ 午後３時３０分
※毎週月曜日と金曜日、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）、年末年始を除く。

4 申請時に必要となる書類
① 本人確認書類の原本。詳細は「5 本人確認書類の種類等」のとおりとします。
② １５歳未満の場合、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人であることを確認できる書類（法定代理人が同一世帯の場合は不要）の原本
③ 成年被後見人の場合、成年後見人の本人確認書類及び権限を確認できる書類の原本
④ 通知カード（カードを郵送交付できる場合は、原本を回収することとする。）
※紛失された方は、紛失届を記入していただきます。
⑤ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。カードを郵送交付できる場合は、原本を回収させていただきます。）

5 本人確認書類の種類等（有効期限内及び氏名・住所等が変更済みのものに限る）
① 種類
（Ａ）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、運転免許経歴証明書（平成２４年４月１日以降に発行されたもの）、特別永住者証明書、在留カード等
（Ｂ）健康保険証、介護保険証、年金手帳（年金証書）、医療受給者証、学生証、預金通帳等

② カードの郵送交付（簡易書留）が可能となる本人確認書類等の組み合わせ
・通知カードをお持ちの方：Ａから２点、Ａ・Ｂから１点ずつまたはＢから２点
・通知カードをお持ちでない方：Ａから２点またはＡ・Ｂから１点ずつ
ただし、上記の組み合わせが揃わない場合は、後日、市役所窓口でカードを受け取るようご案内させていただきます。

6 予約申込方法
①予約は訪問希望日の３週から３日前までに申し込んでください。
②予約を受け付ける際は、申請者の住所、氏名、生年月日等、訪問申請に必要となる情報及び自宅または付近に無料の駐車スペースがあるかを聞き取りさせていただきます。

7　その他
①カードの郵送交付が可能となる場合、市職員が持参する「暗証番号設定依頼書」に暗証番号を記載してもらい、職員がお預かりいたします。
②カードの交付処理が終了しマイナンバーカードを送付する際は、上記①で受領した暗証番号設定依頼書をマイナンバーカードとともに送付いたしますので保管をお願いします。